

小学校に於ける家庭科存置に関する請願書

松共

八尾市中学校 家庭科 研究會として左の理由によりまして

小学校教育に於て 家庭科は是非存置すべしと考へ

ますので 速く決定せらるる学校教育基準法制定に際しては

よろしく御勘考下さいますよう 請願申し上げます

昭和五年一月十八日

大阪府八尾市立中学校家庭科研究會代表者

文部省初等中等教育課長

大島 文義 殿

山下 幸子

## 理由

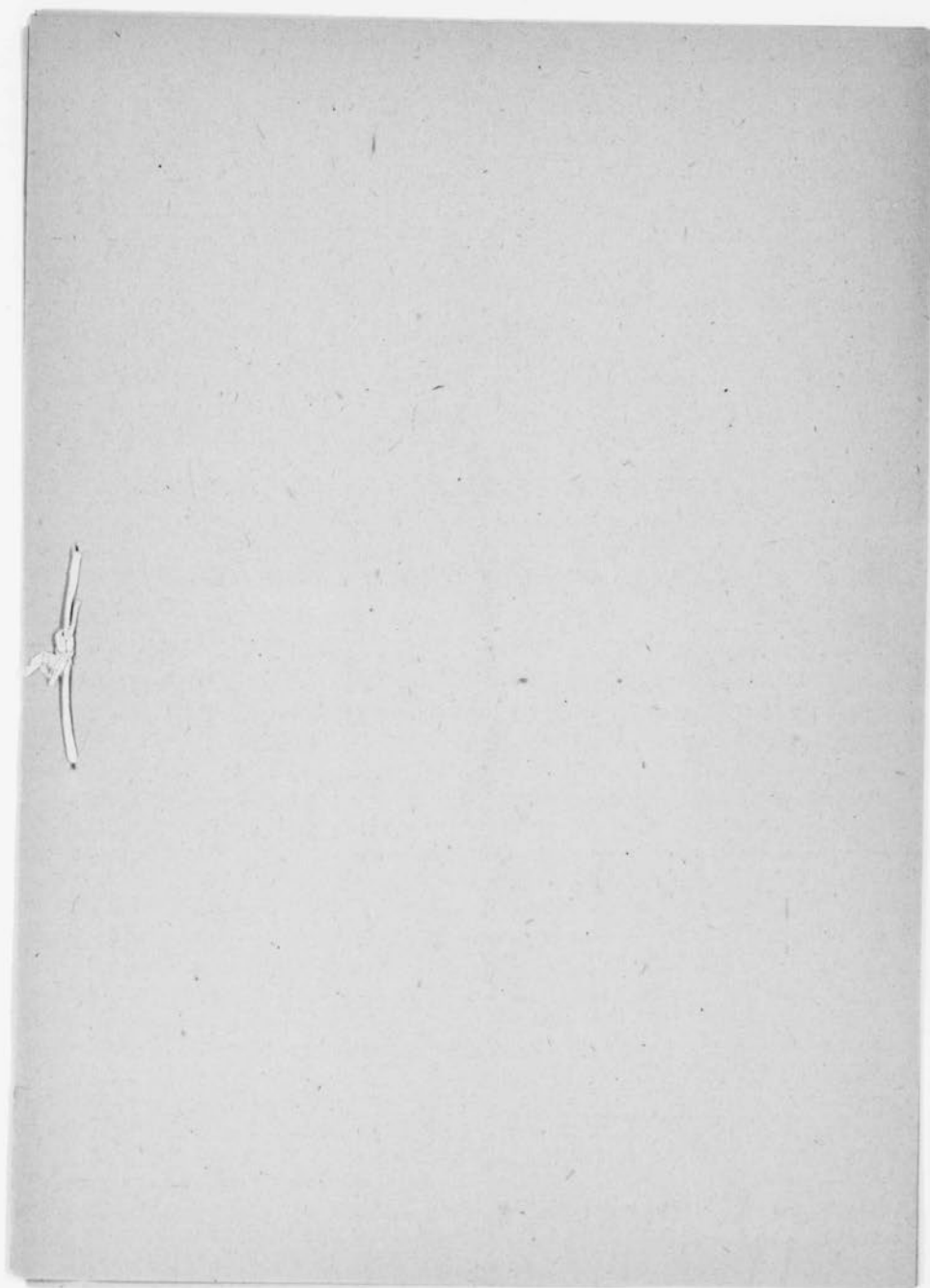
### 一 学校教育法第十八條に

小学校に於ける教育目標として

「日常生活に必要な衣食住産業等について基礎的な理解と技術を養ふこと」とありますが、家庭社を除いた他の教科に於てはこの方面の教育の目的を充分達するは出来ません

### 二 当地方の中学校入学の生徒の中には最早家庭の一員として

充分に母の代理としての弟妹の世話をし一家の留守を弁る者も少なくありません。そう云ふ点から見ると、小学校に於ても家庭の生活の重要さを認識させ、民主的家庭生活のあり方を体得させること、小学校に於ては家庭社は最も重要な役割を果たす教科であります。



0135